# 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出日】 2024年 2 月14日

【四半期会計期間】 第57期第3四半期(自 2023年10月1日 至 2023年12月31日)

【会社名】 ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社

【英訳名】 UMC Electronics Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大年 浩太

【本店の所在の場所】 埼玉県上尾市瓦葺721番地

【電話番号】 048-724-0001(代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部経理部 部長 千葉 成晃

【最寄りの連絡場所】 埼玉県上尾市瓦葺721番地

【電話番号】 048-724-0001(代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部経理部 部長 千葉 成晃

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 第一部 【企業情報】

# 第1【企業の概況】

# 1 【主要な経営指標等の推移】

回次			第56期 第3四半期 連結累計期間		第57期 第3四半期 連結累計期間		第56期
会計期間		自 至	2022年4月1日 2022年12月31日	自至	2023年4月1日 2023年12月31日	自至	2022年4月1日 2023年3月31日
売上高	(百万円)		126,166		100,998		161,706
経常利益又は経常損失( )	(百万円)		696		144		1,179
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失( )	(百万円)		343		562		637
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)		16		204		955
純資産額	(百万円)		17,070		17,805		18,010
総資産額	(百万円)		89,963		80,563		84,785
1株当たり四半期(当期)純利益 又は1株当たり四半期純損失	(円)		12.15		19.91		22.54
潜在株式調整後 1 株当たり 四半期(当期)純利益	(円)		-		-		-
自己資本比率	(%)		18.9		22.0		21.2

回次		第56期 第3四半期 連結会計期間	第57期 第3四半期 連結会計期間	
会計期間		自 2022年10月1日 至 2022年12月31日	自 2023年10月1日 至 2023年12月31日	
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失( )	(円)	2.22	7.76	

- (注) 1 . 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
  - 2.第56期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
  - 3.第57期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。
  - 4.第56期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

EDINET提出書類 ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社(E32169) 四半期報告書

# 2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

# 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 文中の将来に関する事項は、当第3四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

#### (1) 経営成績の分析

当第3四半期連結累計期間における経済情勢は、インバウンド需要の復調や個人消費の回復、及び部材不足の緩和による製造業の景況の持ち直しはあるものの、依然としてエネルギー価格及び資源価格の高止まりが継続しており、世界的な金融引き締め、高インフレ、更なる物価高への懸念は根強く、加えて中国経済の先行きが懸念されるなど、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

これらの結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は1,009億98百万円(前年同期比19.9%減)となりました。損益面においては、営業利益は10億90百万円(前年同期比30.5%減)となりました。経常損益は米国金利上昇に伴う支払金利の増加及び一時的な賃貸費用の発生により1億44百万円の損失(前年同期は6億96百万円の経常利益)となりました。親会社株主に帰属する四半期純損益は5億62百万円の損失(前年同期は3億43百万円の親会社株主に帰属する四半期純利益)となりました。

当社グループは、EMS事業とその他の事業を営んでおりますが、ほとんどがEMS事業のため、セグメント情報の記載を省略しております。

なお、EMS事業の製品分野別の売上高とその他の事業の売上高は以下のとおりであります。売上高の金額については、連結相殺消去後の数値を記載しております。

#### EMS事業

当社グループの主たる事業である E M S 事業の売上高は1,004億29百万円(前年同期比20.1%減)となりました。製品分野別の業績の概況は次のとおりであります。

#### (車載機器)

電動自動車市場の拡大による需要増の状況は継続しているものの、日本車の中国市場における需要低迷の影響があり、また一部顧客との取引について第1四半期連結会計期間より代理人取引として収益を純額で計上したことにより、売上高は582億46百万円(前年同期比9.9%減)となりました。

# (産業機器)

省エネルギー等の設備投資は継続しているものの、制御機器製品の中国市場における不調及び半導体設備投資需要の低迷による取扱高の減少により、売上高は191億49百万円(前年同期比18.2%減)となりました。

#### (OA機器)

在宅需要による増産の反動に起因する複合機やレーザープリンタ向け製品の取扱高の減少及び市場での在庫水準の高止まりに伴う影響を受け、売上高は225億96百万円(前年同期比38.5%減)となりました。

#### (その他)

コンシューマー製品とアミューズメント向け開発が主な事業内容になり、売上高は4億36百万円(前年同期比46.7%減)となりました。

#### その他の事業

人材派遣業の売上高は5億69百万円(前年同期比8.4%増)となりました。

#### (2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における総資産は805億63百万円(前連結会計年度末比42億22百万円減少)となりました。これは主に、有形固定資産が増加した一方で、棚卸資産が減少したことによるものであります。

負債につきましては、627億57百万円(前連結会計年度末比40億18百万円減少)となりました。これは主に、長期借入金が増加した一方で、短期借入金が減少したことによるものであります。

純資産につきましては、178億5百万円(前連結会計年度末比2億4百万円減少)となりました。これは主に、為替換算調整勘定が増加した一方で、親会社株主に帰属する四半期純損失の計上により減少したことによるものであります。

#### (3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題に重要な変更 及び新たに生じた課題はありません。

### (4) 研究開発活動

該当事項はありません。

EDINET提出書類 ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社(E32169) 四半期報告書

# 3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

## 第3 【提出会社の状況】

## 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	77,173,720
A種優先株式	7,000
計	77,180,720

#### 【発行済株式】

種類	第 3 四半期会計期間末 現在発行数(株) (2023年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2024年 2 月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	
普通株式	28,277,620	28,277,620	東京証券取引所 プライム市場	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式 数は100株であります。
A種優先株式	7,000	7,000	非上場	単元株式数 1 株
計	28,284,620	28,284,620		

- (注) 1 提出日現在発行数には、2024年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。
  - 2 A種優先株式の内容は以下のとおりです。

#### 剰余金の配当

# (1) A種優先配当金

当会社は、剰余金の配当を行うときは、A種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき、下記第(2)号に定める額の金銭(以下「A種優先配当金」という。)を支払う。但し、A種優先配当金の支払の基準日の属する事業年度中に設けられた他の基準日によりA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して剰余金の配当を行ったときは、かかる配当の累積額をA種優先配当金から控除した額の金銭を支払うものとする。

#### (2) A種優先配当金の額

ある事業年度に係るA種優先株式1株当たりのA種優先配当金の額は、1,000,000円(以下「本払込金額」という。)に0.0074を乗じて得られる額とする。なお、A種優先配当金の計算は、円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。但し、A種優先株式について最初の払込みがなされた日(以下「本払込日」という。)の属する事業年度においては、本払込日(同日を含む。)から当該事業年度の末日(同日を含む。)までの日数で1年を365日として日割計算した額とする。

#### (3) 非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

#### (4) 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。

#### 残余財産の分配

#### (1) 残余財産の分配

当会社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、残余財産の分配が行われる日(以下「残余財産分配日」という。)における本償還価額(下記 に定義される。)を支払う。なお、本項において、本償還価額の計算における「償還請求日」を「残余財産分配日」と読み替えて、本償還価額を計算する。

#### (2) 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。 議決権

A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。 譲渡制限

A種優先株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を要する。

金銭を対価とする取得請求権
A種優先株主は、本払込日以降いつでも、当会社に対して、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求(以下「償還請求」といい、償還請求が効力を生じた日を「償還請求日」という。)する

得9 ることを請求(以下・資盈請求) といい、資盈請求が効力を主した日を・資盈請求日」という。)9 ることができる。この場合、当会社はA種優先株主が償還請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、償還請求日において、A種優先株式1株につき、本払込金額に経過優先配当金相当額(下記に定義される。)を加算した額(以下「本償還価額」という。)の金銭を支払う。なお、本償還価額に1円未満の端数がある場合、当該端数を四捨五入する。「経過優先配当金相当額」とは、償還請求日において、償還請求日の属する事業年度の初日(但し、本払

「経過優先配当金相当額」とは、償還請求日において、償還請求日の属する事業年度の初日(但し、本払込日の属する事業年度においては、当該本払込日)(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの日数にA種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)をいう。但し、償還請求日の前日までに、当該事業年度中の日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し剰余金の配当を行ったときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。

普通株式を対価とする取得請求権

#### (1) 普通株式対価取得請求権

A種優先株主は、本払込日から1年後の応当日以降いつでも、当会社に対して、下記(2)に定める数の普通株式(以下「請求対象普通株式」という。)の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下「普通株式対価取得請求」という。)ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該A種優先株主に対して交付するものとする。

(2) A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、本払込金額に普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の数を乗じて得られる額を、下記(3)及び(4)で定める取得価額で除して得られる数とする。また、普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(3) 当初取得価額

331円

## (4) 取得価額の修正

取得価額は、2022年5月末日(同日を含む。)以降、毎年5月末日及び11月末日(当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。以下「取得価額修正日」という。)において、各取得価額修正日に先立つ連続する30取引日(以下、本(4)において「取得価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)が発表する当会社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(以下「WAP」という。)の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、取得価額算定期間中に下記(5)に規定する事由が生じた場合、当該WMAPの平均値は下記(5)に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。)に相当する額に修正され(以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)、修正後取得価額は同日より適用される。但し、修正後取得価額が157円(但し、下記(5)に規定する事由が生じた場合、上記の金額は下記(5)に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。以下「下限取得価額」という。)を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいい、WMAPが発表されない日は含まないものとする。

#### (5) 取得価額の調整

(a) 本払込日の翌日以降に以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。)」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。)」とそれぞれ読み替える。

調整後取得価額 = 調整前取得価額 × 分割前発行済普通株式数 分割後発行済普通株式数

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。

普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

調整後取得価額 = 調整前取得価額 × 併合前発行済普通株式数 併合後発行済普通株式数

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(5)において同じ。)の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当会社が保有する普通株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

(発行済普通株式数 新たに発行する 1株当たり - 当会社が保有する x 普通株式の数 払込金額

調整後取得価額 = 調整前取得価額 ×

普通株式1株当たりの時価

(発行済普通株式数 - 当会社が保有する普通株式の数) + 新たに発行する普通株式の数

当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式 1株当たりの時価を下回る普通株式 1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

普通株式の数)

行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込 価額と新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該 財産の適正な評価額とする。以下、本 において同じ。)の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当た りの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株 予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合には その効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本 にお いて同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行 使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込 金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産 の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得 価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日 の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得 又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額 は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又 は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以 降これを適用する。但し、本 による取得価額の調整は、当会社又は当会社の子会社の取締役、監査 役、執行役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的と する新株予約権には適用されないものとする。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記 乃至 のいずれかに該当する場合には、当会社はA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継 又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

その他、発行済普通株式数(但し、当会社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日(但し、取得価額を調整すべき事由について東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日)に先立つ連続する30取引日のVWAPの平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1 円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた 調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (6) 普通株式対価取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

みずほ信託銀行株式会社

(7) 普通株式対価取得請求の効力発生

普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が上記(6)に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

(8) 普通株式の交付方法

当会社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたA種優先株主に対して、当該A種優先株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

(9) 取得条項

当会社は、当会社の取締役会が別に定める日(但し、当会社は、30営業日前の日(同日を含まない。)までに、会社法第168条第2項及び第169条第3項に定める通知(なお、公告をもってこれに代えることはできない。)をA種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して行うことを要し、当該日の30営業日前の日以降に通知を行った場合、当該通知の日の31営業日後の日とする。以下「取得日」という。)の到来をもって、取得日における分配可能額を限度として、A種優先株式の全部又は一部を取得することができるものとし、当会社は、A種優先株式を取得するのと引換えに、A種優先株式1株につき、当該取得日における本償還価額を支払う。なお、本項において、本償還価額の計算における「償還請求日」を「取得日」と読み替えて、本償還価額を計算する。なお、一部取得を行うにあたり、A種優先株主が複数存在する場合には、取得するA種優先株式は、比例按分により当会社の取締役会が決定する。

(10) 株式の併合又は分割、募集株式の割当等

当会社は、A種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。

当会社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者には募集株式の割当を受ける権利又は募集新株予約権の割当を受ける権利を与えず、また、株式又は新株予約権の無償割当ては行わない。

### (2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】 該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】 該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

### (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2023年10月1日~ 2023年12月31日		28,284,620		4,729		4,499

### (5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

### (6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2023年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

# 【発行済株式】

2023年12月31日現在

			2023年12月31日現任
区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	(A種優先株式) 7,000		(注)
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	(普通株式) 28,273,400	282,734	
単元未満株式	(普通株式) 4,220		1単元100株未満の株式
発行済株式総数	28,284,620		
総株主の議決権		282,734	
		C 32.7-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1	

(注) A種優先株式の内容は、上記「株式の総数等」の「発行済株式」に記載しております。

# 【自己株式等】

# 2023年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ユー・エム・シー・エレ クトロニクス株式会社	埼玉県上尾市瓦葺721番地				
計					

# 2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

# 第4 【経理の状況】

# 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令 第64号)に基づいて作成しております。

# 2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(2023年10月1日から2023年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2023年4月1日から2023年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、従来、当社が監査証明を受けているPwCあらた有限責任監査法人は、2023年12月1日付でPwC京都監査法人と合併、名称を変更しPwC Japan有限責任監査法人となりました。

# 1 【四半期連結財務諸表】

# (1) 【四半期連結貸借対照表】

	前連結会計年度	当第3四半期連結会計期間
	(2023年3月31日)	(2023年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	9,749	12,113
受取手形、売掛金及び契約資産	16,971	13,49
製品	2,806	2,86
仕掛品	596	61
原材料及び貯蔵品	23,859	19,59
未収入金	952	91
未収消費税等	1,765	69
その他	2,333	2,82
流動資産合計	59,036	53,10
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	6,950	6,90
機械装置及び運搬具(純額)	7,182	8,14
その他(純額)	3,496	4,40
有形固定資産合計	17,629	19,44
無形固定資産	197	27
投資その他の資産	7,921	7,73
固定資産合計	25,749	27,45
資産合計	84,785	80,56
負債の部	-	
流動負債		
支払手形及び買掛金	21,076	19,76
短期借入金	24,613	21,30
1 年内返済予定の長期借入金	1,487	1,83
未払法人税等	444	46
賞与引当金	655	68
その他	5,378	4,63
流動負債合計	53,655	48,68
固定負債		
長期借入金	11,350	12,29
退職給付に係る負債	848	83
繰延税金負債	101	11
その他	819	81
固定負債合計	13,119	14,06
負債合計	66,775	62,75

		(単位:百万円)
	前連結会計年度 (2023年 3 月31日)	当第 3 四半期連結会計期間 (2023年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,729	4,729
資本剰余金	10,484	5,784
利益剰余金	2,124	6,261
自己株式	0	0
株主資本合計	17,338	16,775
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	633	983
退職給付に係る調整累計額	2	3
その他の包括利益累計額合計	630	987
新株予約権	29	29
非支配株主持分	11	13
純資産合計	18,010	17,805
負債純資産合計	84,785	80,563

# (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

# 【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

		(単位:百万円)
	前第3四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日	当第3四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日
	至 2022年12月31日)	至 2023年12月31日)
売上高	126,166	100,998
売上原価	120,025	95,882
売上総利益	6,141	5,115
販売費及び一般管理費	1 4,573	1 4,025
営業利益	1,568	1,090
営業外収益		
受取利息	38	81
受取配当金	1	1
受取地代家賃	903	906
その他	195	103
営業外収益合計	1,138	1,093
営業外費用		
支払利息	430	710
賃貸費用	647	943
為替差損	875	518
その他	56	155
営業外費用合計	2,010	2,328
経常利益又は経常損失()	696	144
特別利益		
固定資産売却益	49	0
特別利益合計	49	0
特別損失		
固定資産除却損	23	14
固定資産売却損	8	6
減損損失	2 6	-
特別退職金	-	45
特別損失合計	38	67
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失( )	707	211
法人税等	364	348
四半期純利益又は四半期純損失( )	343	560
非支配株主に帰属する四半期純利益又は非支配株主 に帰属する四半期純損失( )	0	2
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主 に帰属する四半期純損失( )	343	562

# 【四半期連結包括利益計算書】 【第3四半期連結累計期間】

	(単位:百万円)_
前第3四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)
343	560
329	350
2	6
327	356
16	204
16	206
0	2
	(自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)  343  329 2 327 16

### 【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

#### (税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計 適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効 税率を使用する方法によっております。

# (会計方針の変更)

該当事項はありません。

### (四半期連結貸借対照表関係)

# 当座貸越契約

運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行(前連結会計年度は4行)と当座貸越契約を締結しています。 当第3四半期連結会計期間末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年 3 月31日)	(百万円) 当第 3 四半期連結会計期間 (2023年12月31日)
当座貸越極度額	38,700	43,195
借入実行残高	24,613	21,303
差引額	14,086	21,891

(四半期連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

		(百万円)
	前第3四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)
給与手当及び賞与	1,526	1,402
賞与引当金繰入額	93	125
退職給付費用	35	36
支払手数料	421	403

# 2 減損損失

前第3四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)

当社グループは、当第3四半期連結累計期間において、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失(百万円)
当社(埼玉県上尾市)	遊休資産	機械装置及び運搬具	6
合計			6

当社グループは、原則として、事業用資産については工場単位を基準としてグルーピングを行っております。 市況の変化等に伴う収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(6百万円)として特別損失に計上しました。

回収可能価額は正味売却価額により測定しております。なお、遊休資産の回収可能価額は零としております。

当第3四半期連結累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年12月31日) 該当事項はありません。

四半期報告書

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)
減価償却費	2,415百万円	2,317百万円
のれんの償却額	26	8

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、EMS事業以外の事業に関しては重要性が乏しいと考えられるため、セグメント情報の記載は省略しております。

# (収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前第3四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)

事業セグメント	E M S 事業		(単位:百万円) 合計
<u>事業セクスノト</u> 主たる地域市場	- IN 3 事耒	その他(注)	ロ前
土たる地域市場	41,488	525	42,013
		525	
中国	41,194	-	41,194
ベトナム	28,231	-	28,231
その他アジア	6,568	-	6,568
欧米	8,158		8,158
_	125,641	525	126,166
主要な財又はサービスのライン			
車載機器	64,641	-	64,641
産業機器	23,410	-	23,410
〇A機器	36,769	-	36,769
コンシューマー製品	192	-	192
情報通信機器	-	-	-
その他	628	525	1,153
	125,641	525	126,166
収益認識の時期			
一時点で認識される収益	125,196	-	125,196
一定の期間にわたり認識される 収益	445	525	970
	125,641	525	126,166
顧客との契約から生じる収益	125,641	525	126,166
展合との契約から主じる収益 その他の収益	120,041	525	120,100
その他の収益 外部顧客への売上高	125 644		106 166
外部観各への元上同	125,641	525	126,166

<sup>(</sup>注) 「その他」の区分は EMS事業に含まれない事業であり、人材派遣業を含んでおります。

当第3四半期連結累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)

□ 3 3 □ 中		(単位:百万円)	
事業セグメント	E M S 事業 	その他(注)	合計
主たる地域市場			
日本	43,678	569	44,248
中国	24,208	-	24,208
ベトナム	18,177	-	18,177
その他アジア	7,495	-	7,495
欧米	6,868	-	6,868
	100,429	569	100,998
主要な財又はサービスのライン			
車載機器	58,246	-	58,246
産業機器	19,149	-	19,149
OA機器	22,596	-	22,596
その他	436	569	1,006
	100,429	569	100,998
収益認識の時期			
一時点で認識される収益	100,244	-	100,244
一定の期間にわたり認識される 収益	184	569	753
	100,429	569	100,998
顧客との契約から生じる収益	100,429	569	100,998
その他の収益	<u> </u>	<u> </u>	
外部顧客への売上高	100,429	569	100,998

<sup>(</sup>注) 「その他」の区分はEMS事業に含まれない事業であり、人材派遣業を含んでおります。

# (1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年12月31日)
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失 ( )	12.15円	19.91円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に 帰属する四半期純損失( )(百万円)	343	562
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益又 は親会社株主に帰属する四半期純損失( )(百万円)	343	562
普通株式の期中平均株式数(株)	28,277,544	28,277,534
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結 会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、前第3四半期連結累計期間は希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、当第3四半期連結累計期間は潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

### (重要な後発事象)

該当事項はありません。

# 2 【その他】

該当事項はありません。

EDINET提出書類 ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社(E32169) 四半期報告書

# 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年 2 月14日

ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社 取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 業務執行社員

公認会計士 河 瀬 博 幸

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 小 林 正 英

#### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(2023年10月1日から2023年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2023年4月1日から2023年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社及び連結子会社の2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

#### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて 継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して 実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作 成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結

財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと 信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で 監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに 監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又 は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。